

令和元年第2回伊達市議会定例会提出議案の概要

提出案件 19件	人事	1件
	条例の一部改正	8件
	補正予算	3件
	その他	1件
	専決処分の報告	1件
	報告	5件

1. 人事（1件）

番号	件名及び内容
議案第42号	<p>伊達市掛田財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて</p> <p>■提案理由 伊達市掛田財産区管理会委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意を求めるもの</p> <p>■推薦候補者 7名</p> <p>■任期 令和元年7月1日～令和5年6月30日</p>

2. 条例の一部改正（8件）

番号	件名及び内容
議案第43号	<p>伊達市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1)ふるさと納税制度の見直し (2)住宅借入金等特別税額控除の拡充 (3)単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加 (4)軽自動車税のグリーン化特例を3段階で改正 (5)その他所要の規定の整備を行うもの</p> <p>■施行日 公布の日等</p>

<p>議案第44号</p>	<p>伊達市税特別措置条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 過疎地域及び促進区域における固定資産税課税免除の適用期限を2年延長し、令和3年3月31日までとする</p> <p>■施行日 公布の日</p>
<p>議案第45号</p>	<p>伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1) 貸付利率の改正 (2) 償還方法の追加 (3) 保証人を附すことの改正 (4) 法令の引用条項等の整理</p> <p>■施行日 公布の日</p>
<p>議案第46号</p>	<p>伊達市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 国民健康保険法施行規則第1条第5号に基づき、国民健康保険の被保険者となることが適当でないものを適用除外とする規定を追加するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、国民健康保険の被保険者の適用除外とする規定を追加する</p> <p>■施行日 公布の日</p>

<p>議案第47号</p>	<p>伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1)課税限度額を医療分 61 万円(現行 58 万円)に引き上げる。 (2)軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5割減額対象世帯は 28 万円(現行 27.5 万円)に、2割減額対象世帯は 51 万円(現行 50 万円)に引き上げる</p> <p>■施行日 公布の日</p>
<p>議案第48号</p>	<p>伊達市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 低所得者の介護保険料軽減強化のため、第 1 段階から第 3 段階の所得段階において被保険者の介護保険料を引き下げるもの</p> <p>■施行日 公布の日</p>
<p>議案第49号</p>	<p>伊達市下水道条例の一部を改正する条例</p> <p>■改正趣旨 下水道使用者が使用月の途中において公共下水道の使用を開始・休止若しくは廃止し、又は休止している使用を再開したときの使用料の取り扱いについて、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1)公共下水道使用料を、次のとおり改正する。 ・使用日数が 15 日を超えないときは、基本料金の 2 分の 1 及び超過 料金 ・使用日数が 15 日を超えたときは、1 使用月として算定した使用料 (2)改正後の使用料は、令和元年 11 月請求分から適用</p> <p>■施行日 令和元年 10 月 1 日</p>

議案第50号	<p><u>伊達市ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例</u></p> <p>■改正趣旨 福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 支給を決定するための所得を確認する期間について、「1月から7月1日まで」を、「1月から10月1日まで」に変更</p> <p>■施行日 令和元年7月1日</p>
--------	---

3. 補正予算（3件）

番 号	件 名 及 び 内 容
議案第51号	<p><u>令和元年度伊達市一般会計補正予算（第1号）</u></p> <p>■主な内容 資料1-2 に概要を掲載</p> <p>■補正総額 322,700千円</p>
議案第52号	<p><u>令和元年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</u></p> <p>■補正総額 △10,241千円</p>
議案第53号	<p><u>令和元年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第1号）</u></p> <p>■補正総額 0千円（歳入予算内の財源更正）</p>

4. その他（1件）

番 号	件 名 及 び 内 容								
議案第54号	<p><u>財産の取得について</u></p> <p>■提案の理由 伊達市消防団へ配備する消防ポンプ車の購入契約について、議会の議決を求めるもの</p> <p>■主な内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>取得の内容</td> <td>水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）1台</td> </tr> <tr> <td>取得金額</td> <td>22,330,000円</td> </tr> <tr> <td>契約の方法</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>有限会社シバテック 代表取締役 佐藤 夏樹</td> </tr> </table>	取得の内容	水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）1台	取得金額	22,330,000円	契約の方法	指名競争入札	契約の相手方	有限会社シバテック 代表取締役 佐藤 夏樹
取得の内容	水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）1台								
取得金額	22,330,000円								
契約の方法	指名競争入札								
契約の相手方	有限会社シバテック 代表取締役 佐藤 夏樹								

5. 専決処分の報告（1件）

番 号	件 名 及 び 内 容
報告第6号	<p>専決処分の報告</p> <p>■提案理由</p> <p>自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、これを報告するもの</p> <p>・専決処分日 平成31年4月2日</p> <p>(平成31年1月23日発生、損害賠償額 180,360円)</p>

6. 報告（5件）

番 号	件 名 及 び 内 容
報告第7号	<p>市が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出</p> <p>■主な内容</p> <p>福島地方土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するもの</p>
報告第8号	<p>平成30年度伊達市一般会計繰越費繰越計算書の報告</p> <p>■主な内容</p> <p>地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度伊達市一般会計予算の繰越費に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す事業</p> <p>通学合宿所整備事業、小学校施設整備事業、小中一貫校推進事業</p>
報告第9号	<p>平成30年度伊達市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>■主な内容</p> <p>地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成30年度伊達市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す主な事業</p> <p>伊達駅前整備事業、ため池等放射性物質対策事業、伊達小学校改築事業、道路新設改良事業、学校給食センター建設事業、赤坂の里森林公園管理事業（保原総合支所）、除染対策事業</p>

報告第10号	<p><u>平成30年度伊達市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について</u></p> <p>■主な内容</p> <p>地方自治法第220条第3項の規定により、平成30年度伊達市一般会計予算のうち、避けがたい事故のため令和元年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す事業</p> <p>さわやか現道整備事業、高速道路用地取得事業、文化財保護事業</p>
報告第11号	<p><u>平成30年度伊達市水道事業会計予算の繰越しについて</u></p> <p>■主な内容</p> <p>地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度伊達市水道事業会計予算のうち建設改良費の一部を令和元年度に繰り越したので、同条第3項の規定により議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す事業</p> <p>月館石綿セメント管更新事業</p>

問い合わせ先
総務部総務課
電話 575-1111